

償還の申請に係る誓約及び同意事項


償還の申請にあたり、次の事項について誓約し、及び同意します。

- 1 申請に係る被災家屋等は、災害証明書において全壊、大規模半壊又は半壊と判定され、被災家屋等の全部を解体業者等に委託し、解体により生じた廃材等の撤去及び処理を行っていること。
※単に家屋の一部を解体し、解体により生じた廃材等の撤去・処理を行った場合は、対象となりません。
- 2 償還する額は、市が定めた基準により算定するため、実際に解体業者等への支払った額を下回る場合があること。
- 3 償還の対象となる自費解体等は、この告示の規定に該当するものに限ること。
- 4 解体及び撤去に関して関係権利者や近隣住民との紛争が生じた場合は、申請者がその責任において誠意をもって対応すること。
- 5 佐野市長が、当該自費解体等が償還の要件に該当するかどうかの確認のため、当該被災家屋等の固定資産税の評価及び賦課に関する情報並びに上水道の利用に関する情報を閲覧又は照会すること。

(注記)

- 代理人による申請の場合は、申請者の委任状（実印）・印鑑登録証明書を添付してください。
- 申請の際に、運転免許証など本人確認ができる書類を添付してください。
- 申請者が所有者と異なる場合は、所有者全員の同意を得てください。

申請者の方が、署名・押印してください。

氏名（自署）	佐野 太郎	実 印	
--------	-------	--------	---

*****これより下は記入しないで下さい*****

【受付処理欄】

家屋整理番号		(印)
階数	この欄への記載は不要です。	
地上		
地下		
延床面積		
特記事項)